

千歳市分別収集計画
(第10期 令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第1号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

千 歳 市 分 別 収 集 計 画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、協働して履行していくことが重要である。

当市の最終処分場は残余量が逼迫している状況にあり、嵩上げ工事などの対応により、埋立容量の確保に努めているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会を促進する。
- ②市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指す。
- ③容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を促進するため、市民への周知、啓発活動等を行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

※その他紙製容器包装については、集団資源回収において回収を行っているが、段ボールと併せた回収・計量となっており、その回収量を計測することができないため、本計画の対象としていない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,242	5,242	5,244	5,240	5,238

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

市は、容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協働、連携を図るものとする。

（1）市民

- ・ 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の削減に努める。
- ・ エコ商店の利用（簡易包装商品、詰替え商品の購入に努める）。
- ・ 過剰包装の辞退に努める。
- ・ くり返し使え、耐久性の良い商品の利用に努める。

（2）事業者

- ・ 廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供に努める。
- ・ 簡易包装商品・資材の購入に努める。
- ・ 不用になった商品や使い終わった後の容器などのリユース・リサイクルシステムの整備に努める。
- ・ 市民にサービスの提供又は商品を販売するときに、過剰包装の抑制、店頭回収の実施など、市民の行動を支援する取組に努める。

（3）市

- ・ 小学校と連携して、「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールや環境センターの施設見学を継続するなど、環境教育の動機付けを図るとともに、ごみ問題に関する意識の啓発を図る。
- ・ 広報紙、ホームページ、SNSなどにより、循環型社会の構築の推進に必要な情報の発信を行い、日常的な啓発に努める。
- ・ 出前講座などを活用した意見交換の場を提供し、情報の共有を図る。
- ・ 3Rに対する市民の関心を高め、ごみの発生抑制を最も優先的に取り組むべき課題として位置付けるとともに、ごみ減量に関する市民団体の取組を支援し、また、各種イベントに参加してごみ減量・リサイクル意識の高揚を図る。
- ・ 地球環境に配慮した再生品の販売や包装の簡素化など、ごみ減量化・資源化の推進に取り組んでいる小売店等を「千歳市エコ商店」として認証し紹介するとともに、買い物袋（マイバッグ）の普及促進を図る。
- ・ わかりやすく無理なく継続的に実施できる家庭廃棄物の減量マニュアルを市ホームページで公開するなど、ごみの分別方法の周知と発生抑制の推進に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	びん
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール、収集袋 [※]
	上記以外のプラスチック製容器包装

※「収集袋」については、これのみを単独で分別収集するものではないが、「缶」・「びん」・「ペットボトル」・「発泡スチロール」が4種資源物として収集され、その排出に使われた袋が再商品化されることとなる。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	79		80		80		80		80	
主としてアルミ製の容器	189		190		190		191		191	
無色のガラス製容器	合 計 109		合 計 109		合 計 109		合 計 109		合 計 110	
	引渡 量	独自 処理 量								
	109	0	109	0	109	0	109	0	110	0
茶色のガラス製容器	合 計 135		合 計 136		合 計 136		合 計 136		合 計 136	
	引渡 量	独自 処理 量								
	135	0	136	0	136	0	136	0	136	0
その他のガラス製容器	合 計 86									
	引渡 量	独自 処理 量								
	86	0	86	0	86	0	86	0	86	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	14		14		14		14		15	
主として段ボール製の容器	669		671		673		674		675	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合 計 283		合 計 284		合 計 284		合 計 285		合 計 285	
	引渡 量	独自 処理 量								
	283	0	284	0	284	0	285	0	285	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合 計 231		合 計 232		合 計 232		合 計 233		合 計 233	
	引渡 量	独自 処理 量								
	231	0	232	0	232	0	233	0	233	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量
の見込み＝直前年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
計画収集人口(人)	98,293	98,580	98,852	99,111	99,253	99,379
対前年度比(%)	100.37	100.29	100.28	100.26	100.14	100.13

※計画収集人口については、千歳市一般廃棄物処理基本計画（「第7期総合計画の将来展望総人口及び計画収集人口算定値」）から引用した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の「缶」・「びん」・「ペットボトル」・「プラスチック製容器包装」のステーション方式による市の委託収集によるものと、町内会等市民協力団体が資源回収業者と契約して実施し、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団が回収資源物の重量に応じて奨励金を市民協力団体に交付する集団資源回収（以下、「集団資源回収」という。）によるものとの併用により実施。「缶」については両方式で重複する品目となる。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器 アルミ製容器	缶	市によるごみステーションでの委託定期収集並びに集団資源回収	民間業者
	ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	集団資源回収	
	段ボール	段ボール	集団資源回収	
プ ラ ス チ ク	ペットボトル	ペットボトル	市によるごみステーションでの委託定期収集	
	その他のプラスチック製容器包装	発泡スチロール、収集袋	市によるごみステーションでの委託定期収集	
		上記以外のプラスチック製容器包装	市によるごみステーションでの委託定期収集	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	平ボディ車 パッカー車	千歳市リサイクル センター 民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋	パッカー車	千歳市リサイクル センター
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひも掛け	平ボディ車	民間業者
段ボール	段ボール	ひも掛け	平ボディ車 パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	千歳市リサイクル センター
その他のプラスチック 製容器包装	発泡スチロー ル、収集袋	袋	パッカー車	
	上記以外の プラスチック 製容器包装	袋	パッカー車	千歳市破碎処理場

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第3項）

分別収集の実施に関し、今後取り組む施策は、本市の第7期総合計画及び一般廃棄物処理基本計画等に基づき、実施していくものとする。

◎千歳市第7期総合計画(令和3年度～令和12年度) 一部抜粋

【基本方向】

- ・市民・事業者・行政等が共通認識のもと、連携してごみの発生抑制やリサイクルを推進するとともに、リサイクルへの理解と協力が得られるよう啓発に努めます。
- ・ごみの再資源化により資源を循環させるため、ごみの適正排出や再生品の利用などを促進します。
- ・ごみ処理施設の効率的な運営を長期的に維持するため、老朽化した施設の計画的な整備を推進します。
- ・効率的なごみ処理体制を構築するため、関係市町と連携した取組を推進します。

【施策体系】

(1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

市民・事業者・行政等が各々の役割分担のもと、相互に連携・協働し、ごみの発生抑制やリサイクルの普及・啓発活動に努め、ごみの減量化や再商品化・再資源化を目指します。

- ① 市民活動団体と連携し、市民協働によるごみの発生を抑制する取組を促進します。
- ② 各種イベントなどでごみの減量とリサイクルの普及・啓発活動を推進します。
- ③ 容器包装廃棄物などの分別収集による再商品化や使用済み小型家電の回収を通じた再資源化を促進するとともに、再生品の利用、グリーン購入の普及に努めます。
- ④ 集団資源回収事業の継続的・安定的運用に努めるとともに、民間資源回収事業者との連携を図り、リサイクルを推進します。

(2) 適正で効率的なごみ収集・処理の推進

ごみの排出ルールへの啓発に努め、効率的なごみ収集を目指します。また、ごみ処理施設の効率的な運営に努め、安定的で適正なごみ処理を目指します。

- ① ごみの排出ルールの浸透を図り、不法投棄や不適正排出の防止・抑制に努めます。
- ② 安定したごみ収集運搬体制により、効率的な収集を推進します。
- ③ ごみ処理体系に基づく円滑なごみ処理の流れを確保して、ごみ処理施設の効果的な稼働を推進します。
- ④ ごみ処理施設の効率的な稼働を長期的に維持するため、施設の長寿命化計画を策定し、老朽化している施設の計画的な修繕及び更新を推進します。
- ⑤ 道央廃棄物処理組合や関係市町と連携・協力して、環境負荷の低減と安全かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進します。